

令和8年5月26日

▼タイトル

令和8年高島市議会6月定例会における議案について

▼概要

令和8年6月2日（火）招集の令和8年高島市議会6月定例会における提出予定の議案等について、別紙「令和8年 高島市議会6月定例会提出案件一覧表」のとおりお知らせします。

(1) 諸般の報告	4件
(2) 人事案件	19件
(3) 議決案件	4件
(4) 条例案件	4件
(5) 予算案件	1件
合計	32件

なお、上記議案書等は、別途高島市役所記者室にて閲覧していただけます。

▼開会日時 令和8年6月2日（火） 10時00分～

▼場 所 高島市議会議事堂

▼内 容 高島市議会6月定例会

▼問い合わせ先

- 所 属： 総務部 総務課
- 担 当： 川越
- 電話 番号：0740（25）8538
- ファックス：0740（25）8101

番号	案件名	提出年月日	区分	内容説明
【諸般の報告】				
報告第5号	専決処分の報告について 委任専決第5号 損害賠償額の決定および和解について (道路管理上の瑕疵による車両物損事故)	R8.6.2	本会議報告	市道坪江線において、市が設置している消雪ノズルから噴出した消雪水が、相手方所有の車両にかかり、左側面を汚した。 修繕料 150,700円 過失割合 100%
報告第6号	令和7年度高島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	R8.6.2	本会議報告	令和7年度の一般会計に係る繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき調整した、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するもの。 一般会計繰越額 1,534,552,000円
報告第7号	令和7年度高島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	R8.6.2	本会議報告	令和7年度の水道事業会計に係る繰越事業費について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、水道事業会計予算繰越計算書を議会に報告するもの。 繰越額 649,935,000円
報告第8号	令和7年度高島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	R8.6.2	本会議報告	令和7年度の下水道事業会計に係る繰越事業費について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、下水道事業会計予算繰越計算書を議会に報告するもの。 繰越額 13,962,000円
【人事案件】				
同意第9号から 同意第27号まで	高島市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.6.2	委員会付託省略	本年7月19日をもって現委員の任期が満了することから、後任の高島市農業委員会委員19名を任命することにつき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。
【議決案件】				
議第51号	契約の締結につき議決を求めることについて (安曇川中学校長寿命化改良建築工事(Ⅱ期工事))	R8.6.2	委員会付託省略	契約金額 317,680,000円 相手方 滋賀県高島市安曇川町西万木504番地1 株式会社大山建設 代表取締役 大山 祐司 工事内容 防水工事、外壁改修工事、建具工事等
議第52号	財産の取得につき議決を求めることについて (内部情報系端末機器の購入)	R8.6.2	委員会付託省略	内部情報系端末機器(168台)の購入 取得価格 17,336,000円 購入先 滋賀県高島市安曇川町五番領95番地 ソエダ株式会社 代表取締役 添田 将智
議第53号	財産の取得につき議決を求めることについて (消防ポンプ自動車(CD-I型)の購入)	R8.6.2	委員会付託省略	消防ポンプ自動車(CD-I型 2台)の購入 取得価格 78,320,000円 購入先 滋賀県高島市安曇川町西万木1081番地7 株式会社齊藤ポンプ工業 安曇川営業所 所長 枝 善行
議第54号	高島市辺地総合整備計画の策定につき議決を求めることについて(今津西辺地)	R8.6.2	総務 常任委員会付託	今津西辺地に係る総合整備計画について、施設の老朽化により劣化が進行している林道角川線2号橋ほか3橋の長寿命化改修工事を行い、橋梁の長寿命化と通行者の安全の確保を図るため、計画を策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
【条例案件】				
議第55号	高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R8.6.2	文教福祉 常任委員会付託	児童福祉法の改正により満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、令和8年2月13日にこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことによる運営基準の規定が整備されたことにより、所要の改正を行うもの。
議第56号	高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R8.6.2	文教福祉 常任委員会付託	児童福祉法の改正により満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、令和8年2月13日にこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことによる運営基準の規定が整備されたほか、令和8年3月16日に理学療法士等を保育士とみなすことができる等の規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
議第57号	高島市立中江藤樹・たかしまミュージアムの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	R8.6.2	文教福祉 常任委員会付託	市の文化財を発信・展示する中核施設である中江藤樹・たかしまミュージアムについて、来館実績の少ない高校生を始めとする18歳未満の方に高島市の歴史や文化に気軽に触れてもらえる環境を整えるため、入館料を無料にすることにつき、所要の改正を行うもの。
議第58号	高島市マキノ農業公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	R8.6.2	産業建設 常任委員会付託	マキノ農業公園施設であるマキノピックランドについて、来場者から駐車場料金を徴収することにより慢性化する渋滞対策の強化を図るとともに、施設の改修等に要する費用の原資とすることを目的として、所要の改正を行うもの。
【予算案件】				
議第59号	令和8年度高島市一般会計補正予算(第3号)案	R8.6.2	予算 常任委員会付託	補正予算額 90,100千円(0.3%増) <歳入の内容> 分担金及び負担金 2,844千円 国庫支出金 7,120千円 県支出金 44,392千円 繰入金 21,444千円 市債 14,300千円 <歳出の主な内容> 放課後児童健全育成事業 25,685千円 私立認定こども園等物価高騰対策事業 9,962千円 地域農業構造転換支援事業 18,956千円 農業水路等長寿命化事業 18,350千円 消雪施設長寿命化事業 10,020千円 <地方債補正> 追加1件・変更2件